

株 主 各 位

2024年3月6日

東京都渋谷区桜丘町20番1号
渋谷インフォスタワー2階
ルーデン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 百田 哲史

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト(トップページ) <https://www.ruden.jp/>
(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」
「招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、株主総会資料 掲載ウェブサイトにも掲載しております。

株主総会資料 掲載ウェブサイト
<https://d.sokai.jp/0003122/teiiji/>

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月21日(木曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いたします。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月22日（金曜日）午前10時30分（午前10時開場）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町23番21号
渋谷区文化総合センター大和田 6 階 伝承ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期（自2023年1月1日至2023年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（自2023年1月1日至2023年12月31日）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件
 - 第5号議案 資本金の額の減少（減資）及び剰余金の処分の件
 - 第6号議案 自己株式取得の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社は法令および定款第13条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項について書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

・連結計算書類の「連結注記表」

・計算書類の「個別注記表」

なお、電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料 掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主様同士の公平性を期する観点から、お土産の提供はございません。あしからずご了承くださいませ。

(提供書面)

## 事業報告

( 自 2023年1月1日  
至 2023年12月31日 )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、経済活動の正常化が進展し、各種政策の効果もあって景気は緩やかに回復しております。しかし、海外景気の下振れ、物価上昇、金融・為替市場の変動等の影響が懸念され、先行きは依然として不透明な状況です。

当社グループの既存事業と密接に関連する新築マンション市場、特に首都圏マンション市場におきましては、2023年の初月契約率においては、好調と言われる70%台（出典「株式会社不動産経済研究所」）をкаろうじてクリアしましたが、年間供給戸数は前年に比べ9.1%減少し、当連結会計年度において厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のなか、マンションデベロッパー及び管理会社との更なる関係強化及び新規法人開拓の強化に努め、販管費の継続的な見直しを行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,659百万円（前連結会計年度比17.1%増）、営業損失は8百万円（前連結会計年度は11百万円の営業損失）、経常利益は38百万円（前連結会計年度比107.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は107百万円（前連結会計年度は14百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

ハウスクエア事業におきましては、マンションデベロッパー及び管理会社との更なる関係強化及び新規法人開拓の強化に注力し、また、中古マンション市場及び代理店事業の拡大を図りました。さらに、新型コロナウイルス感染症の5類移行による当社顧客の心理的緩和の影響があり、営業機会の増加が見られたため、売上利益ともに予想を上回る結果となりました。

この結果、ハウスクエア事業の売上高は676百万円（前連結会計年度比34.8%増）、営業利益は103百万円（同77.3%増）となりました。

ビル総合管理事業におきましては、売上は比較的順調に推移いたしましたが、利益については人件費及び材料費や現場従業員の求人募集費の高騰

に伴う経費増があり厳しい状況で推移いたしました。

この結果、ビル総合管理事業の売上高は1,602百万円（同5.4%減）、営業利益は44百万円（同39.0%減）となりました。

総合不動産事業におきましては、想定以上の販売が出来たため、売上・利益ともに好調に推移いたしました。

この結果、総合不動産事業の売上高は379百万円（同1,028.4%増）、営業利益は22百万円（前連結会計年度は1百万円の営業損失）となりました。

その他事業におきましては、本格的な販売には至っておらず、厳しい状況で推移いたしました。

この結果、その他事業の売上高はありませんでした（前連結会計年度は40百万円の売上高）、営業損失は0百万円（前連結会計年度は34百万円の営業利益）となりました。

<事業別の売上高>

| 事業区分     | 第23期<br>(2022年12月期) |            | 第24期<br>(2023年12月期)<br>(当連結会計年度) |            | 前連結会計年度比 |            |
|----------|---------------------|------------|----------------------------------|------------|----------|------------|
|          | 金額(千円)              | 構成比<br>(%) | 金額(千円)                           | 構成比<br>(%) | 金額(千円)   | 増減率<br>(%) |
| ハウスクエア事業 | 501,810             | 22.1       | 676,680                          | 25.4       | 174,869  | 34.8       |
| ビル総合管理事業 | 1,694,497           | 74.6       | 1,602,495                        | 60.3       | △92,002  | △5.4       |
| 総合不動産事業  | 33,661              | 1.5        | 379,833                          | 14.3       | 346,171  | 1,028.4    |
| その他事業    | 40,000              | 1.8        | —                                | —          | 40,000   | —          |
| 合 計      | 2,269,970           | 100.0      | 2,659,008                        | 100.0      | 389,038  | 17.1       |

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                     | 第21期<br>(2020年12月期) | 第22期<br>(2021年12月期) | 第23期<br>(2022年12月期) | 第24期<br>(当連結会計年度)<br>(2023年12月期) |
|-----------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)                               | 2,626,680           | 2,527,792           | 2,269,970           | 2,659,008                        |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円)                       | 77,407              | △309,206            | 18,676              | 38,731                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円) | 80,875              | △459,086            | △14,070             | 107,199                          |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)            | 6.48                | △35.69              | △1.08               | 8.24                             |
| 総 資 産(千円)                               | 3,167,994           | 3,008,616           | 2,959,029           | 3,184,986                        |
| 純 資 産(千円)                               | 2,720,779           | 2,332,394           | 2,392,306           | 2,637,992                        |
| 1株当たり純資産額(円)                            | 201.39              | 167.80              | 173.12              | 193.32                           |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第21期<br>(2020年12月期) | 第22期<br>(2021年12月期) | 第23期<br>(2022年12月期) | 第24期<br>(当事業年度)<br>(2023年12月期) |
|------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高(千円)                    | 245,993             | 258,923             | 181,096             | 520,030                        |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円)            | 41,860              | △222,339            | 18,761              | 51,744                         |
| 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)          | △96,215             | △385,493            | △13,422             | 126,353                        |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円) | △7.71               | △29.97              | △1.03               | 9.71                           |
| 総 資 産(千円)                    | 2,799,554           | 2,777,743           | 2,744,413           | 2,902,587                      |
| 純 資 産(千円)                    | 2,536,384           | 2,220,486           | 2,281,046           | 2,545,841                      |
| 1株当たり純資産額(円)                 | 186.72              | 159.20              | 164.57              | 186.24                         |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容     |
|-------------------|----------|----------|-------------------|
| 株式会社ルーデン・ライフサービス  | 98,500千円 | 100%     | 新築マンションのコーティング等   |
| 株式会社ルーデン・ビルマネジメント | 30,000千円 | 100%     | 総合ビルメンテナンス、不動産売買等 |
| 株式会社ツーエム          | 20,000千円 | 100%     | 総合ビルメンテナンス        |
| 株式会社ルーデン・プロパティ    | 10,000千円 | 100%     | 不動産売買等            |
| 株式会社P2P BANK      | 96,250千円 | 54.5%    | ソフトウェア開発          |

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、基幹事業であるコーティング事業を再生するべく活動を行っております。その周辺事業領域での収益獲得を、その経営戦略として継続してまいります。

そして、ビル総合管理事業においては、営業部門強化により新規得意先獲得を図り、また既存得意先に清掃業務以外（設備業務）の売り込みを行なうとともに地域性の活用及び効率性を考慮した受託現場の獲得をしております。さらに、総合不動産事業においては、仕入物件の更なる見極め及び販路の拡大を行い確実な収益を継続して得られるようにするとともに、機動的な事業活動を展開してまいります。

#### ①経営基盤の確立に向けた施策について

当社グループは収益性と営業キャッシュ・フローの改善に向け、ハウスクエア事業の季節性並びに特定販路への依存を改善し、また更なる営業・施工業務の効率性・有用性の向上を図るなど、以下のような経営基盤の確立に向けた施策を実施してまいります。

- ・ハウスクエア事業の既存事業のうち特に収益性の高いものについて、その営業販路を、既存の新築マンション市場はもとより、中古マンション市場及び戸建住宅への販路拡大を継続して推し進めてまいります。

- ・ハウスクエア事業については、アウトソーシングを積極的に活用するとともに、代理店事業をさらに拡大して、収益率の向上を図ってまいります。

- ・ハウスクエア事業の一部として、顧客ニーズに応えるため、ローコストに

よる販路の拡大、ホテル・商業施設へのコーティングを提案してまいります。

## ②上場廃止の決定について

当社は株式会社東京証券取引所より、2023年11月29日を以て、当社株式を整理銘柄に指定し、2023年12月30日付で上場廃止とする旨の連絡を受け、上場廃止となりました。これにより、当社グループの事業活動や業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

### ア. 上場廃止の決定及び整理銘柄の指定理由

株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

ルーデン・ホールディングス株式会社株式（以下「同社」という。）は、2022年11月30日付で「外部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」を開示し、2023年1月17日付の「過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正に関するお知らせ」等において、2018年4月以降に開示した複数の適時開示資料の内容の訂正を行いました。

これらにより、同社では、2018年当時の取締役会長による内部統制の無効化が生じていたほか、同社の内部統制及び適時開示体制に著しい不備があったことが判明したことから、同社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため、2023年1月28日付で、当取引所は同社株式を特設注意市場銘柄に指定しました。

同社は、2023年3月31日に、特設注意市場銘柄の指定を踏まえ、十分な改善計画の策定の前提として、更なる事実関係の調査、事実関係に基づく原因分析と再発防止策の検討、ルーデンコイン事業実施時の取締役・監査役の責任の有無等の調査、類似事案の件外調査を行うことを目的とする第三者委員会を設置しました。その後、同社は、2023年8月31日に、同社により設置された第三者委員会による調査の過程で、類似事案が複数確認されていることを開示しました。また、2023年10月30日に、第三者委員会の委員全員が退任する旨を開示しました。

これにより、第三者委員会が設置された目的であった事項についての調査が完了しておらず、同社が再発防止のための具体的かつ実効的な改善計画を策定できるか明らかでない状況が認められたことから、2023年10月30日付で、当取引所は同社株式を監理銘柄（審査中）に指定しました。

### （監理銘柄（審査中）指定後の状況）

同社は、2023年11月1日に改善計画（以下「現状の改善計画」という。）を開示しましたが、現状の改善計画は、第三者委員会による調査の目的であ



った追加調査や原因分析等を反映した計画となっておらず、今後の対応については方針が決まり次第直ちに開示することとしていました。

その後、同社は2023年11月13日に、新たに第三者委員会の委員に就任する候補者は決まっておらず、かつ、候補者を選定できる見通しも立っていないことから、現状の改善計画をもとに内部管理体制の改善に取り組んでいく旨を開示しました。

#### （改善の見込み）

特設注意市場銘柄への指定から1年を経過していないものの、監理銘柄（審査中）指定及び以下の状況等を鑑み、改善の見込みについて検討した結果、同社の内部管理体制等について、改善の見込みがなくなったと認められました。

- ・同社は、特設注意市場銘柄への指定から10か月が経過しているが、十分な改善計画の策定の前提となる更なる事実関係の調査、事実関係に基づく原因分析、当時の取締役・監査役の責任追及、類似事案の件外調査に関する対応方針を明らかにできず、その見込みも立っていないこと。

- ・特設注意市場銘柄に指定された原因となった事象以外の類似事案の件外調査を踏まえた検討の状況及び必要に応じた原因分析・再発防止策について言及していない現状の改善計画は、同社の内部管理体制を改善させるための実効性のある計画であると評価できないこと。

- ・特設注意市場銘柄に指定された原因となった事象が発生した当時の取締役・監査役の責任の所在の有無についていまだに明らかにしておらず、現在においても、同社の子会社の取締役及び監査役に留任していることを前提に策定された現状の改善計画は、同社の内部管理体制を改善させるための実効性のある計画と評価できないこと。

- ・現状の改善計画においては、2023年9月以降、代表取締役社長が管理担当取締役を兼任する状況を解消するため、管理担当取締役を追加選任する方針が表明されているが、候補者の選定が進んでおらず、選任のための臨時株主総会の開催に向けた具体的な手続きも実施される見込みが立っていないこと。

#### （結論）

以上を総合的に勘案すると、現状の改善計画の内容は、事実関係の究明や再発防止のための方針において重大な考慮不足があり、十分に実効性があるものと評価することができず、今後、その状況が改善される合理的な見込みもないものと認められました。このため、同社の改善計画の相当部分に重大な不備が存在し、特設注意市場銘柄の指定を継続したとしても、特設注意市場銘柄への指定から1年を経過するまでの間において、内部管

理体制等の改善が達成される実効的かつ合理的な計画が存在しないと認められることから、同社の内部管理体制等について、現に改善の見込みがなくなつたと認め、同社株式の上場廃止を決定し、整理銘柄に指定することになりました。

イ．上場廃止日

2023年12月30日（土）

ウ．今後の対応

株主や投資家の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後とも内部統制につきましては、全てのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性、経営の意思決定と業務執行の透明性・公正性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスの充実、及び法令遵守の徹底に努めてまいります。

## (5) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループは、ハウスクエア事業、ビル総合管理事業、総合不動産事業及びその他事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

### ①ハウスクエア事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ライフサービスは、新築住宅をターゲットとして、そのデベロッパー及び管理会社に対し、内覧会のプロデュースを行うとともに、入居されるエンドユーザーに対し、住居の壁や天井・床・水廻り等の居住空間において、場所に応じて各種コーティングを行っております。これらのコーティング剤は安全性が高く、抗菌性・防カビ効果・消臭効果に優れており、お客様のニーズに合ったご提案をしております。

既存住宅に対しては、管理会社の持つストック市場に対して様々なメニューを提案し、専有部及び共用部に対しサービスを提供しております。今後のデベロッパーの業界再編を視野に入れ、新築及び既存住宅に対応できるサービスを充実させております。

### ②ビル総合管理事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメント及び株式会社ツウエムは、事業用ビルの管理及びマンション管理（清掃管理・設備管理・保守管理・営繕管理等）のビルメンテナンスを行っております。また、首都圏及び都内23区内の公共施設の清掃・設備管理も委託されております。

### ③総合不動産事業

連結子会社である株式会社ルーデン・ビルマネジメント及び株式会社ルーデン・プロパティは関東を中心に一戸建の開発や区分マンションの売買、分譲用地の売買など不動産関連事業全般を行っております。

(6) 主要な事業所及び営業所（2023年12月31日現在）

- ① 当社  
本社 東京都渋谷区  
② 子会社  
株式会社ルーデン・ライフサービス 東京都渋谷区  
東日本営業部 東京都渋谷区  
西日本営業部 大阪府大阪市淀川区  
株式会社ルーデン・ビルマネジメント 東京都台東区  
株式会社ツーエム 東京都調布市  
株式会社ルーデン・プロパティ 東京都渋谷区  
株式会社P 2 P B A N K 東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分     | 使用人数     | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|----------|-------------|
| ハウスケア事業  | 36（－）名   | 9名増（－）      |
| ビル総合管理事業 | 40（604）名 | 4名増（16名減）   |
| 総合不動産事業  | －（－）名    | －（－）        |
| その他事業    | －（－）名    | －（－）        |
| 全社（共通）   | 4（－）名    | 1名増（－）      |
| 合計       | 80（604）名 | 14名増（16名減）  |

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数  | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------|-----------|-------|--------|
| 4（－）名 | 1名増（－）    | 38.9歳 | 7.7年   |

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況(2023年12月31日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 19,767,200株 |
| ② 発行済株式の総数   | 13,008,600株 |
| ③ 単元株式数      | 100株        |
| ④ 株主数        | 1,973名      |
| ⑤ 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名              | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|--------------------|------------|---------|
| 株式会社イーストアンドウエスト    | 3,102,900株 | 23.85%  |
| 株式会社D & I インベストメント | 2,295,400株 | 17.65%  |
| 西岡 勇人              | 1,284,500株 | 9.87%   |
| 加藤 匠翔              | 950,000株   | 7.30%   |
| 株式会社ウエスト           | 760,000株   | 5.84%   |
| 合同会社T. R. K        | 595,400株   | 4.58%   |
| 西岡 孝               | 400,000株   | 3.07%   |
| 西岡 江美              | 350,000株   | 2.69%   |
| 福岡 夏奈子             | 350,000株   | 2.69%   |
| 株式会社シンコー           | 322,400株   | 2.48%   |

(注) 持株比率は自己株式(200株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2023年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                       |
|---------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 百 田 哲 史 | 株式会社ウエスト代表取締役                                                                 |
| 取締役（監査等委員）    | 服 部 弘 嗣 | 弁護士<br>法律事務所あすかパートナー弁護士                                                       |
| 取締役（監査等委員）    | 木 村 祐 太 | 弁護士<br>赤坂弁慶橋法律事務所 共同代表弁護士                                                     |
| 取締役（監査等委員）    | 池 田 晃 司 | 公認会計士<br>池田晃司公認会計士事務所 代表<br>株式会社ダイス建設興業 取締役<br>株式会社INSURE TECH INDUSTRIES 監査役 |

- (注) 1. 取締役（監査等委員）服部弘嗣氏及び木村祐太氏並びに池田晃司氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）服部弘嗣氏及び木村祐太氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）池田晃司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2023年9月26日をもって、西岡勇人氏は代表取締役及び取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は株式会社イーストアンドウエストの代表取締役でありました。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために池田晃司氏を常勤の監査等委員として選定しております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査等委員である取締役については100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

### ③ 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の総額          | 報酬等の種類別の総額      |         |        | 対象となる<br>役員の数 |
|----------------------------|-----------------|-----------------|---------|--------|---------------|
|                            |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |               |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 13百万円<br>（0百万円） | 13百万円<br>（0百万円） | —       | —      | 5名<br>（1名）    |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 4百万円<br>（4百万円）  | 4百万円<br>（4百万円）  | —       | —      | 3名<br>（3名）    |
| 監 査 役<br>（うち社外監査役）         | 2百万円<br>（0百万円）  | 2百万円<br>（0百万円）  | —       | —      | 3名<br>（2名）    |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 19百万円<br>（5百万円） | 19百万円<br>（5百万円） | —       | —      | 11名<br>（6名）   |

- （注）1. 上記には、取締役の支給額には、2023年3月23日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役2名）及び2023年9月26日付で辞任した取締役（監査等委員を除く）を含めております。監査役の報酬の額は、その退任した監査役3名の在任中の報酬等の額であります。このうち、1名につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会において下記の通り決定しております。
- 基本報酬に関する方針  
会社の業績、及び各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。
  - 業績連動報酬等に関する方針  
特に定めておりません。
  - 非金銭報酬等に関する方針  
特に定めておりません。
3. 取締役の報酬額は、2002年2月25日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は0名）です。
4. 監査役の報酬額は、2004年5月28日開催の定時株主総会において、年額250百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役は0名）です。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2023年3月23日開催の定時株主総会において、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内。但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は2名（うち、社外取締役は0名）です。
6. 監査等委員である取締役の報酬額は、2023年3月23日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。



7. スtock・オプションにつきましては、発行の都度株主総会で決議された範囲内で、各役員の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、取締役会において決定いたします。
8. 当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議（監査等委員会設置会社移行後は、取締役（監査等委員を除く）については取締役会、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議）であり、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して決定しております。当事業年度におきましても、個々の役員の職責や貢献、会社の業績等を勘案して報酬を決定しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

#### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

- ・社外取締役服部弘嗣氏は、法律事務所あすかのパートナー弁護士であります。当社は、この兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役木村祐太氏は、赤坂弁慶法律事務所の共同代表弁護士であります。当社は、この兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役池田晃司氏は池田晃司公認会計士事務所の代表社員及び株式会社ダイス建設興業の取締役並びに株式会社INSURE TECH INDUSTRIESの監査役であります。当社は、池田晃司公認会計士事務所及び株式会社ダイス建設興業並びに株式会社INSURE TECH INDUSTRIESとの間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

|                      | 活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外<br>取締役<br>服 部 弘 嗣 | 当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、監査役会3回のすべてに出席いたしました。また、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会及び監査等委員会において、当社の法務関連について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 社外<br>取締役<br>木 村 祐 太 | 社外取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。弁護士としての資格を有しておりますので、主に法務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、期待された役割を果たしております。                                  |
| 社外<br>取締役<br>池 田 晃 司 | 社外取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。          |

(注) 上記の取締役会回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議は2回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 霞友有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 20,270千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 20,270千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、悪意又は重大な過失があった場合を除き2千万円又は会社法第425条第1項に規定する最低限度額のいずれか高い額を限度としております。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程をはじめ社内規程により、管理責任者、保管方法、保存期間を定めており、適時、運用状況の検証、各規程の見直しを行っております。また、取締役及び監査等委員は、常時当該情報等の閲覧が可能となっております。

### ② 当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、C S R 委員会をはじめ、取締役及び経営執行者は適宜リスク管理を行う一方、自社の経営目的に影響を与えるリスクを認識し、リスクに対する取り組みを決め、その取り組みがうまく行われているかどうかをモニタリングし、問題があれば改善するマネジメントシステムを構築しております。

### ③ 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制を採用し、取締役会は経営方針等の重要事項の意思決定並びに取締役の職務執行及び執行役員の業務執行を監督し、執行役員は、取締役会で定められた職務分担に基づき業務を執行する。

当社及び当社グループの取締役会は中期経営計画・年度予算を策定し、執行役員はその達成に向けて業務を執行する。

### ④ 当社及び当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の代表取締役社長の直轄委員会としてC S R 委員会を設置し、コンプライアンス活動の充実と商材及びサービス等の品質向上を図っております。

- ⑤ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループ企業としての運営を行うにあたり、グループ全体の内部統制、コンプライアンス、リスク管理体制等に関しましても監査を実施しております。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、専任の監査等委員業務補助者を置くことができます。また、当該取締役及び使用人の異動にあたっては、監査等委員会と事前に協議を行い、取締役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保いたします。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

当社の取締役及び使用人は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告します。

当社の取締役・執行役員及び使用人は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または監査等委員会が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応いたします。

子会社の取締役・使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

当社内部監査室、総務部等は、定期的に当社監査役に対する報告を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告いたします。

当社及び子会社は、上記に掲げる事項について監査等委員会に報告をしたことを理由として、不利な取扱をしません。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長若しくは会計監査人と、必要に応じて適宜意見交換を実施し、また、当社では複雑かつ高度化する監査業務に適切に対応できる社外監査等委員を選任し、取締役会から独立した体制を敷いております。

当社は、監査等委員の職務の執行が実現達成出来るよう、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理を負担いたします。

⑨ 取締役・使用人全員の信頼性のある財務報告を重視するための体制

当社及び当社グループ内のすべての取締役及び使用人は、財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、自らの権限と責任の範囲で、内部統制の基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）への適切な整備及び運用に努めます。

⑩ 適正な財務報告を実現するための体制

一般に公正妥当と認められる会計基準その他の関連法規に準拠し作成した財務報告を適時に開示することにより、情報開示の透明性及び公平性の確保に努めます。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備に関する体制

市民社会の秩序を脅かす反社会的勢力に対し断固、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除します。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、多年度にわたり業務の適正化を図るために必要な体制作りとして「内部統制システムの整備」を毎年取締役会の決議としております。

当社及び当社グループの適正な業務の運用として、CSR委員会を毎月開催し、コンプライアンスに関する報告、内部監査室より内部統制に関する整備・運用評価の報告、その他日々刻々と変化する環境に対応しうる体制の構築、実施をしております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部               |                  |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,968,785</b> | <b>流動負債</b>        | <b>341,484</b>   |
| 現金及び預金          | 1,329,406        | 支払手形及び買掛金          | 84,147           |
| 売掛金             | 313,945          | 短期借入金              | 2,600            |
| 有価証券            | 80,000           | 未払金                | 157,629          |
| 販売用不動産          | 55,174           | 未払法人税等             | 1,863            |
| 仕掛品             | 727              | 預り金                | 18,708           |
| 原材料及び貯蔵品        | 6,369            | アフターコスト引当金         | 134              |
| 短期貸付金           | 3,500            | その他                | 76,400           |
| 未収入金            | 44,635           |                    |                  |
| 未収還付法人税等        | 4,607            |                    |                  |
| その他             | 130,421          |                    |                  |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,216,200</b> | <b>固定負債</b>        | <b>205,509</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>16,112</b>    | 長期借入金              | 83,314           |
| 建物及び構築物         | 89,857           | 退職給付に係る負債          | 14,733           |
| 減価償却累計額         | △79,633          | 繰延税金負債             | 107,143          |
| 建物及び構築物（純額）     | 10,223           | その他                | 318              |
| 機械装置及び運搬具       | 3,368            |                    |                  |
| 減価償却累計額         | △3,368           |                    |                  |
| 機械装置及び運搬具（純額）   | 0                |                    |                  |
| 工具器具備品          | 8,831            |                    |                  |
| 減価償却累計額         | △7,575           |                    |                  |
| 工具器具備品（純額）      | 1,256            |                    |                  |
| 土地              | 3,248            |                    |                  |
| リース資産           | 7,274            |                    |                  |
| 減価償却累計額         | △5,890           |                    |                  |
| リース資産（純額）       | 1,384            | <b>負債合計</b>        | <b>546,994</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>403</b>       | <b>純資産の部</b>       |                  |
| その他             | 403              | <b>株主資本</b>        | <b>2,268,339</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,199,683</b> | 資本金                | 1,000,000        |
| 投資有価証券          | 1,109,442        | 資本剰余金              | 2,058,110        |
| 出資金             | 681              | 利益剰余金              | △789,479         |
| 関係会社長期立替金       | 149,040          | 自己株式               | △290             |
| 破産更生債権等         | 142,198          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>246,483</b>   |
| 損害賠償請求権         | 70,057           | その他有価証券評価差額金       | 246,483          |
| その他             | 60,562           | <b>新株予約権</b>       | <b>123,169</b>   |
| 貸倒引当金           | △332,298         | <b>純資産合計</b>       | <b>2,637,992</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,184,986</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>3,184,986</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 自 2023年1月1日  
至 2023年12月31日 )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額    |           |
|-------------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                         |        | 2,659,008 |
| 売 上 原 価                       |        | 1,921,109 |
| 売 上 総 利 益                     |        | 737,899   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |        | 746,664   |
| 営 業 損 失                       |        | 8,765     |
| 営 業 外 収 益                     |        |           |
| 受 取 利 息                       | 1      |           |
| 受 取 配 当 金                     | 53,675 |           |
| 受 取 保 険 料                     | 659    |           |
| そ の 他                         | 3,223  | 57,560    |
| 営 業 外 費 用                     |        |           |
| 支 払 利 息                       | 165    |           |
| 為 替 差 損                       | 5,108  |           |
| 控 除 対 象 外 消 費 税               | 3,911  |           |
| 修 理 代                         | 878    | 10,062    |
| 経 常 利 益                       |        | 38,731    |
| 特 別 利 益                       |        |           |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額       | 78,605 |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益               | 17,110 | 95,715    |
| 特 別 損 失                       |        |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額               | 4,400  |           |
| 上 場 契 約 違 約 金                 | 20,000 |           |
| そ の 他                         | 816    | 25,217    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |        | 109,229   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 2,312  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △282   | 2,030     |
| 当 期 純 利 益                     |        | 107,199   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |        | 107,199   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

( 自 2023年1月1日  
至 2023年12月31日 )

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本    |           |          |         |                |
|--------------------------|------------|-----------|----------|---------|----------------|
|                          | 資 本 金      | 資本剰余金     | 利益剰余金    | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 2,262,878  | 795,231   | △896,679 | △290    | 2,161,140      |
| 当連結会計年度変動額               |            |           |          |         |                |
| 減資                       | △1,262,878 | 1,262,878 |          |         | —              |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |            |           | 107,199  |         | 107,199        |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |            |           |          |         |                |
| 当連結会計年度変動額合計             | △1,262,878 | 1,262,878 | 107,199  | —       | 107,199        |
| 当連結会計年度末残高               | 1,000,000  | 2,058,110 | △789,479 | △290    | 2,268,339      |

|                          | その他の包括利益累計額  |               | 新株予約権   | 純資産合計     |
|--------------------------|--------------|---------------|---------|-----------|
|                          | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 |         |           |
| 当連結会計年度期首残高              | 90,887       | 90,887        | 140,279 | 2,392,306 |
| 当連結会計年度変動額               |              |               |         |           |
| 減資                       |              |               |         | —         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |              |               |         | 107,199   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 155,595      | 155,595       | △17,110 | 138,485   |
| 当連結会計年度変動額合計             | 155,595      | 155,595       | △17,110 | 245,685   |
| 当連結会計年度末残高               | 246,483      | 246,483       | 123,169 | 2,637,992 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

ルーデン・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

霞友有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

吉田 恭治

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ルーデン・ホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルーデン・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年2月14日開催の取締役会において、2024年3月22日開催予定の第24回定時株主総会に、資本金の額の減少(減資)及び剰余金の処分の件について決議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 貸 借 対 照 表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部            |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,390,559</b> | <b>流動負債</b>     | <b>248,669</b>   |
| 現金及び預金          | 1,179,102        | 短期借入金           | 25,500           |
| 有価証券            | 80,000           | 未払金             | 22,788           |
| 前払費用            | 5,691            | 未払法人税等          | 290              |
| 未収入金            | 122,817          | 前受金             | 320              |
| 未収還付法人税等        | 2,933            | 預り金             | 170,966          |
| その他             | 14               | リース債務           | 545              |
|                 |                  | その他             | 28,259           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,512,027</b> | <b>固定負債</b>     | <b>108,075</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,473</b>     | リース債務           | 318              |
| 建物及び構築物         | 3,687            | 繰延税金負債          | 107,757          |
| 減価償却累計額         | △1,493           |                 |                  |
| 建物及び構築物（純額）     | 2,194            |                 |                  |
| 工具器具備品          | 2,915            | <b>負債合計</b>     | <b>356,745</b>   |
| 減価償却累計額         | △2,646           | <b>純資産の部</b>    |                  |
| 工具器具備品（純額）      | 268              | <b>株主資本</b>     | <b>2,178,511</b> |
| リース資産           | 3,536            | <b>資本金</b>      | <b>1,000,000</b> |
| 減価償却累計額         | △2,526           | <b>資本剰余金</b>    | <b>2,058,110</b> |
| リース資産（純額）       | 1,010            | その他資本剰余金        | 2,058,110        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>403</b>       | <b>利益剰余金</b>    | <b>△879,308</b>  |
| その他             | 403              | その他利益剰余金        | △879,308         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,508,150</b> | 別途積立金           | 110,000          |
| 投資有価証券          | 1,103,370        | 繰越利益剰余金         | △989,308         |
| 関係会社株式          | 339,600          | <b>自己株式</b>     | <b>△290</b>      |
| 破産更生債権等         | 328,442          | <b>評価・換算差額等</b> | <b>244,160</b>   |
| 関係会社長期立替金       | 149,040          | その他有価証券評価差額金    | 244,160          |
| 敷金及び保証金         | 44,942           | <b>新株予約権</b>    | <b>123,169</b>   |
| 貸倒引当金           | △457,246         | <b>純資産合計</b>    | <b>2,545,841</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,902,587</b> | <b>負債純資産合計</b>  | <b>2,902,587</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 自 2023年 1 月 1 日  
至 2023年12月31日 )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |         |
|-------------------------|--------|---------|
| 売 上 高                   |        | 520,030 |
| 売 上 原 価                 |        | 347,130 |
| 売 上 総 利 益               |        | 172,899 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 166,664 |
| 営 業 利 益                 |        | 6,234   |
| 営 業 外 収 益               |        |         |
| 受 取 利 息                 | 0      |         |
| 受 取 配 当 金               | 53,583 |         |
| そ の 他                   | 2,855  | 56,439  |
| 営 業 外 費 用               |        |         |
| 支 払 利 息                 | 2,097  |         |
| 為 替 差 損                 | 5,108  |         |
| 控 除 対 象 外 消 費 税         | 3,723  | 10,929  |
| 経 常 利 益                 |        | 51,744  |
| 特 別 利 益                 |        |         |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額 | 78,605 |         |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益         | 17,110 | 95,715  |
| 特 別 損 失                 |        |         |
| 上 場 契 約 違 約 金           | 20,000 |         |
| そ の 他                   | 816    | 20,816  |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 126,643 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |        | 290     |
| 法 人 税 等 調 整 額           |        | —       |
| 当 期 純 利 益               |        | 126,353 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 自 2023年1月1日  
至 2023年12月31日 )

(単位：千円)

|                     | 資本金        | 株 主 資 本   |           |           |           |            |            |
|---------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|                     |            | 資 本 剰 余 金 |           |           | 利 益 剰 余 金 |            |            |
|                     |            | 資本準備金     | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金  |            | 利益剰余金合計    |
|                     |            |           |           |           | 別途積立金     | 繰越利益剰余金    |            |
| 当期首残高               | 2,262,878  | 795,231   | —         | 795,231   | 110,000   | △1,115,661 | △1,005,661 |
| 当期変動額               |            |           |           |           |           |            |            |
| 減資                  | △1,262,878 | △795,231  | 2,058,110 | 1,262,878 |           |            |            |
| 当期純利益               |            |           |           |           |           | 126,353    | 126,353    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |            |           |           |           |           |            |            |
| 当期変動額合計             | △1,262,878 | △795,231  | 2,058,110 | 1,262,878 |           | 126,353    | 126,353    |
| 当期末残高               | 1,000,000  | —         | 2,058,110 | 2,058,110 | 110,000   | △989,308   | △879,308   |

|                     | 株 主 資 本 |           | 評価・換算差額     |            | 新株予約権   | 純資産合計     |
|---------------------|---------|-----------|-------------|------------|---------|-----------|
|                     | 自己株式    | 株主資本合計    | その他有価証券評価差額 | 評価・換算差額等合計 |         |           |
| 当期首残高               | △290    | 2,052,158 | 88,608      | 88,608     | 140,279 | 2,281,046 |
| 当期変動額               |         |           |             |            |         |           |
| 減資                  |         | —         |             |            |         | —         |
| 当期純利益               |         | 126,353   |             |            |         | 126,353   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         | —         | 155,552     | 155,552    | △17,110 | 138,442   |
| 当期変動額合計             | —       | 126,353   | 155,552     | 155,552    | △17,110 | 264,795   |
| 当期末残高               | △290    | 2,178,511 | 244,160     | 244,160    | 123,169 | 2,545,841 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年2月16日

ルーデン・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

霞友有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

吉田 恭治

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ルーデン・ホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年2月14日開催の取締役会において、2024年3月22日開催予定の第24回定時株主総会に、資本金の額の減少（減資）及び剰余金の処分の件について付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない



算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人霞友有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月16日

ルーデン・ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 服部 弘嗣 ㊞

監査等委員 木村 祐太 ㊞

監査等委員 池田 晃司 ㊞

(注) 監査等委員服部弘嗣及び木村祐太並びに池田晃司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

当社は、非上場化に伴う経営の効率化のため、下記のとおり定款を変更するものです。

(1) 変更案第5条のとおり、公告方法を電子公告から官報への掲載に変更するものです。

(2) 現行定款第7条については、市場取引等による自己株式の取得が困難となるため、規定を削除します。

(3) 株主名簿管理人を廃止するため現行定款第8条を削除するとともに、株主名簿記載事項の記載又は記録の請求に関する手続方法を明確化するため、変更案第7条の規定を新設します。

(4) 非上場化に伴い電子提供措置等に関する現行定款第13条の規定を削除します。

(5) 上記の定款の変更に伴い、条数の繰り下げ等所要の変更を行います。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 ～ 第4条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 ～ 第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当会社の公告方法は、<u>官報に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第10条 ～ 第12条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第14条 ～ 第40条 (条文省略)</p> | <p>(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)</p> <p>第7条 当社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。但し、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第9条 ～ 第11条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第12条 ～ 第38条 (現行どおり)</p> |

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）1名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（1名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会、取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式の数 |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| もも た てつ し 史<br>百 田 哲 史<br>(1959年6月16日生) | 1983年12月 株式会社東京三洋ホーム 入社<br>1984年12月 株式会社菱和ライフクリエイト取締役就任<br>2000年2月 株式会社ネクステート 入社<br>2013年6月 株式会社カプセルデヴィジョン 入社<br>2021年3月 株式会社東京セキュリティ取締役就任<br>2021年7月 株式会社ウエスト代表取締役就任（現任）<br>2023年3月 当社取締役就任<br>2023年9月 当社代表取締役就任（現任） | 100株        |

（注） 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役木村祐太氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、改めて監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                   | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                            | 所有する当社<br>の株式の数 |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| にし づか み 紀<br>西 塚 美 紀<br>(1965年5月1日生) | 2008年5月 株式会社ランドネットワーク取締役就任<br>2023年2月 株式会社カプセルデヴィジョン代表取締<br>役就任 (現任) | 0株              |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西塚美紀氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 西塚美紀氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割の概要は、同氏は事業会社において役員経験があることから、公正な経営監視機能としての監査を行っていただけのものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 候補者の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である霞友有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。

また、監査等委員会が公認会計士赤坂事務所及び公認会計士海生裕明事務所を会計監査人候補とした理由は、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性を考慮し、品質管理体制、専門性、独立性および監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果であります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)               | 事務所の所在地                        | 略 歴                                                    |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1     | あかさかみつあき<br>赤坂満秋<br>(1954年11月26日) | 東京都新宿区新宿2丁目9番23号<br>公認会計士赤坂事務所 | 1985年11月 公認会計士登録<br>1991年3月 公認会計士赤坂事務所設立 代表構成員(現在に至る)  |
| 2     | かい お ひろあき<br>海生裕明<br>(1958年8月5日)  | 東京都港区新橋3丁目2番3号<br>公認会計士海生裕明事務所 | 1994年3月 公認会計士登録<br>1994年3月 公認会計士海生裕明事務所設立 代表構成員(現在に至る) |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第5号議案 資本金の額の減少（減資）及び剰余金の処分の件

### 1. 提案の理由

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

### 2. 資本金の額の減少の内容

#### （1）減少する資本金の額

資本金の額金10億円を金9億円減少して金1億円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

#### （2）減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額金9億円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### （3）資本金の減少が効力を生ずる日

2024年3月31日（予定）

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

### 3. 剰余金の処分の件

当社第23回定時株主総会において承認可決されました「第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少（減資）並びに剰余金の処分の件」のうち「4. 剰余金の処分の内容」につきましては、当該決議内容が企業会計基準に反し、会社法の定め反する内容となっていたことが判明しました。そのため、当該決議は一部無効となり、その他資本剰余金及び別途積立金の繰越利益剰余金への振替は効力が生じないこととなりました。

そこで、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法452条の規定に基づき、改めて、以下の通り繰越利益剰余金の欠損填補をさせて戴きたいと存じます。

#### （1）減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 879,308,218円

別途積立金 110,000,000円

#### （2）増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 989,308,218円



## 第6号議案 自己株式取得の件

資本効率の向上と株主の皆様への利益還元のため、および経営環境の変化などに対して機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第156条の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に、当社普通株式800万株、取得価額の総額金560,000,000円を限度として取得することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区桜丘町23番21号  
渋谷区文化総合センター大和田 6階 伝承ホール  
2024年3月22日（金曜日）午前10時30分（午前10時開場）

お土産の提供はございません。



交通アクセス

・JR「渋谷」駅西口 徒歩5分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください  
ますようお願い申し上げます。